

議会議案第45号

重度訪問介護事業等訪問系サービスに対する支援の充実を
求める意見書の提出について

重度訪問介護事業等訪問系サービスに対する支援の充実を求めること
に関し、次のとおり意見書を提出する。

平成29年3月17日提出

提出者	鎌倉市議会議員	千	一
同	同	上	岡田和則
同	同	上	長嶋竜弘
同	同	上	三宅真里
同	同	上	渡邊昌一郎
同	同	上	上畠寛弘
同	同	上	赤松正博
同	同	上	松中健治
賛成者	同	上	吉岡和江

重度訪問介護事業等訪問系サービスに対する支援の充実 を求める意見書

重度訪問介護を含む訪問系サービスは、障害者自立支援給付費負担金として、国が定めた負担割合とは別に、国が負担基準を設けて上限設定を行い財政支援が行われているところであり、国はその2分の1を補助する制度を構築しているが、当該補助制度を活用するには、県においても一定の割合で補助する制度の構築が前提となっており、既に30都道府県以上が制度化し、関東で制度化をしていない県は神奈川県と栃木県だけである。

また、国が設けた負担基準を超過した分は、市町村の負担となり、サービス利用者が増加すると、さらなる市町村の負担増が生じることとなる。重度訪問介護事業については、対象者が重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障害者や精神障害者に拡大され、今後、サービス利用者及び給付費の増加が見込まれる。

重度訪問介護事業の利用者が増え、給付費が増加すれば、負担基準を超過した分は、市町村の負担となり、サービスの支給が各市町村の財政力によって左右されることが予想され、居住する自治体によって、同じ国内や県内で財政力を理由として、サービスに差が出ることは、好ましいものではない。

鎌倉市は、障害者の介護については、施設から地域生活への移行という国の示す方向性ののっとり、必要とする人が地域で必要なサービスを受け、障害者の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を目指しているところである。

よって、国は国庫負担基準の上限設定の見直しを行い、いずれは国の制度として国内において平等にサービスを受けられる体制を整えるとともに、神奈川県においては多数の都道府県にならって、まずは、当該補助制度を構築して、市町村の超過負担を生じさせない対応を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年3月22日